

※市処理欄		年度	
		処理済	別事業所 1/1 無
			資料無 普徴

2 1 「宛名番号」の欄に、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、新勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付してください。
新勤務先では1. 特別徴収継続の場合を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。
1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
出国予定者の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「市民税納税管理人設定（変更）申告書」を提出するよう対象者にご指導ください。

3

(宛先) 伊勢崎市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
			フリガナ												宛 名 番 号			
			氏名又は 名称												担当者 連絡先	所属		
			個人番号 又は法人番号													氏名		
令和	年	月	日	提出											電話	内線 ()		

給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※ 1～3のいずれかの番号を 必ず記入してください
	氏 名																
	生年月日	昭和	・	平成	年	月	日										
	個人番号																
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所																
異動後の 住 所											円	円	円	日	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 右から 1～7の いずれか を記入 7その他の事由・理由	1. 特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先で1.特別徴収 継続の場合を記入 2. 一括徴収 ※1月以降は必須 →2.一括徴収の場合を記入 3. 普通徴収(本人納付) →3.普通徴収の場合を記入 	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規)	法 人 番 号														新しい勤務先では、月割額 _____ 円を
	所 在 地	〒 _____				担当者連絡先	所 属									月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入します。		
	フリガナ						氏 名											
	氏名又は名称						電 話	内線（ ）								受給者番号 _____ 納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	右から 番号を 記入	1 必要 2 不要

2. 一括徴収の場合

理由 あてはまる 数字に○	1 異動が令和	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2 異動が令和	年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由 あてはまる 数字に○	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市記入欄
	2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3 死亡による退職であるため	

【提出先】〒270-8501 群馬県伊勢崎市長島町二丁目410番地 伊勢崎市役所 市民税課 個人市民税係

【提出先】〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市役所 市民税課 個人市民税係
※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。